

平成28年3月11日告示第58号

## 吉川市要援護者見守りネットワーク事業実施要綱

### (目的)

第1条 吉川市要援護者見守りネットワーク事業(以下「ネットワーク事業」という。)は、行政、第4条第1項に規定する協力事業者及び第5条に規定する関係機関が連携して、徘徊、虐待、閉じこもり、孤立、消費者被害のおそれのある高齢者、障がい者等(以下「要援護者」という。)の異変を早期に発見し、必要な対策に繋げるとともに、被害等を未然に防ぐ対策を行うことにより、地域全体で要援護者を見守る体制を確保し、要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援することを目的とする。

### (事業内容)

第2条 ネットワーク事業は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 要援護者の早期発見に努め、必要な対策を講じること。
- (2) 要援護者の被害防止に努め、必要な対策を講じること。
- (3) ネットワーク事業の充実を図ること。

2 ネットワーク事業は、消費者安全法(平成21年法律第50号)第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねるものとする。

### (実施主体等)

第3条 ネットワーク事業の実施主体は、市とする。

2 市は、ネットワーク事業の構成員の相互連携を図るための調整を行う。

### (協力事業者)

第4条 ネットワーク事業の趣旨に賛同し、市と吉川市要援護者見守りネットワークに関する協定書(様式第1号)により協定を締結した事業者、団体等(以下「協力事業者」という。)は、通常業務の範囲において、要援護者の異変又は問題に気づいたときは、速やかに市に情報提供する。

2 協力事業者は、市からの情報提供等によって行方不明者の情報を得たときは、行方不明者の発見に協力する。

3 協力事業者は、被害を未然に防ぐための協力依頼があったときは、通常業務に支障のない範囲において協力する。

#### （関係機関）

第5条 日頃の業務において、高齢者支援、障がい者支援、消費者被害防止等に関わる公共機関や団体等のうち、ネットワーク事業の趣旨に同意した公共機関、団体等（以下「関係機関」という。）は、要援護者の異常や問題の情報を得たときは、関係機関相互の連携を図り、解決するための対策を講じる。

#### （連絡会）

第6条 ネットワーク事業を効果的に推進するため、必要に応じ要援護者見守りネットワーク連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

#### （個人情報の保護）

第7条 ネットワーク事業の構成員は、ネットワーク事業の実施により知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。ネットワーク事業の職務を退いた後も同様とする。

2 要援護者に異変があったときは、当該要援護者の家族（当該要援護者の成年後見人を含む。）の同意を得て情報交換するものとする。ただし、当該要援護者に家族がない場合は、この限りでない。

#### （補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月24日告示第115号）

この告示は、平成30年5月7日から施行する。